

### (サブセンター:4か所)

# 【荒川支所】

- 保健師 1人
- 社会福祉士 1人

看護師 1人

【神林支所】

• 保健師 1人

# 【朝日支所】

• 主任介護支援専門員 2人

# 【山北支所】

- 保健師 1人
- 社会福祉士 1人

※介護保険法施行規則第140条の66に定める基準において、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)の配置が義務付けられている。

※同法において、第1号被保険者数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに3職種(それぞれの職種にかかる準ずる者を含む)を1人ずつ配置することとされている。

【村上市の場合】第1号被保険者 22,337人 …3職種それぞれ4人ずつの配置が必要 (R5.7現在 保6、社4、主4)